

小型コミュニティバスに係る保安基準等の見直しについて

1. 背景

近年、小規模な旅客輸送の需要増加に伴い、小型コミュニティバス※の導入のニーズが増加している。

小型コミュニティバスであっても旅客輸送を行う場合には、他のバスと同様、保安基準及びバリアフリー基準を満たしている必要があるが、小型コミュニティバスは、構造上の制約等からこれらの基準に対応させることが困難な状況である。

このことから、小型コミュニティバスに係る基準について検討を行う必要が生じているところ。

※ 小型コミュニティバスは乗車定員 15 人程度のワンボックスカーを改造したものをいう。現在市販されている小型コミュニティバスは、トヨタのハイエースと日産のキャラバンの 2 車種のみ。

2. 論点

- 小規模な旅客輸送の需要増加に伴い、15人乗り程度のワゴン車を活用した小型コミュニティバスが増加。
- 一方、定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用する保安基準及びバリアフリー基準については、
 - ① 保安基準は、大型車を前提として策定されており、15人乗り程度の小型コミュニティバスにはそぐわない。

(例) (a) ワンマンバスの構造要件については、運転手が乗客の安全確認を容易に行うことが出来ないため、客室内安全確認装置等※を義務づけている。（※その他、参考(1)①参照。）

一方、車両が小さく乗車定員も少ない小型コミュニティバスは、運転席から直接乗客の安全確認を行うことが可能であることから、ワンマンバスの構造要件は不要ではないかとの意見がある。

(b) 乗降口の踏み段の奥行長300mm以上

- ② バリアフリー基準は、乗車定員に関係なく適用されているが、小型コミュニティバスが基準を満たすことは困難であることから、個別の適用除外認定を受けしており、それが導入事業者の負担となっている。なお、見直しに当たっては、バリアフリーを必要とする地域住民に配慮する仕組みの検討が必要。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 関係法令の改正（保安基準の細目を定める告示等）
 - ✓ 車両安全対策検討会において結論 : H25 年末
 - ✓ 公布・施行 : H25 年度末

(参考)

自家用バスに加えて事業用路線定期バスに上乗せされている主な基準

(1) 保安基準

① 第50条本則関係

室内照明灯、踏段奥行長、扉開放表示等 11人以上の事業用に適用

② ワンマンバス構造要件関係 11人以上の事業用ワンマンバスに適用

扉の自動開閉装置、乗降口扉開時発車防止装置、後扉の挟み込み防止装置（路線定期に限る。）、扉非常開放装置、客室内安全確認装置、後扉付近確認装置（路線定期に限る。）、乗降口照明灯、車外安全確認装置（路線定期に限る。）、乗降口外側照明灯、旅客降車合図用ブザー（路線定期に限る）、後輪巻込防止装置

(2) バリアフリー基準 事業用（路線定期に限る）に適用（法第2条第4項ハ）

- ・乗降口の踏段の端部を容易に識別できるよう着色
- ・乗降口の幅及び通路の幅80cm以上（通路には手すりを取り付けること）
- ・幅72cm以上のスロープ板又は車いす用リフトの装備
- ・床面高さ65cm以下
- ・1台以上の車いす用スペースの確保（座席の折りたたみで確保することも可）
手すりの取り付け、床面段差の解消、車いす固定装置、車いす用降車ブザー
- ・次のバス停情報を文字及び音声により提供する装置の装備
- ・車外放送設備の装備
- ・行き先表示（前面、側面、後面）
- ・意思疎通装置（聴覚障がい者用筆談具）
（構造基準省令第3節）

◆事業用バスの種類

乗車定員	車両外観
70～80人程度	 日野：ブルーリボン
25～35人程度	 日野：ポンチョ
11～15人程度	 トヨタ：ハイエース
10人以下	 トヨタ：ハイエース（福祉タクシー）